

平成 2 7 年度

市町村下水道事業都費補助金交付要綱

東京都都市整備局

## 平成27年度 市町村下水道事業 都費補助金交付要綱

### 第1 目的

「平成27年度市町村下水道事業都費補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）は、都内の市町村（市町村の一部事務組合を含む。以下同じ。）が平成27年度に実施する下水道事業に要する経費について、平成27年度に都が交付する補助金の補助対象、補助率その他の必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 補助対象

補助の対象となる事業は、市町村が実施する次の下水道事業とする。

#### 1 公共下水道事業

- (1) 管渠の施設の設置・改修及びそのために必要な実施設計、その他委託費（測量設計費）、用地の取得等
- (2) ポンプ場の設置及び改修に係る費用のうち、別記（1）に定める施設の設置及びそのために必要な用地の取得
- (3) 処理場施設の設置及び改修に係る費用のうち、別記（2）に定める施設の設置及びそのために必要な用地の取得
- (4) 社会資本整備総合交付金、汚水処理施設整備交付金及び国庫補助金（以下「交付金等」という。）の交付対象事業（国庫補助金の場合は国庫補助対象事業。以下「交付対象事業等」という。）の公共下水道処理場建設（改築、更新を除く。）に係る起債元金償還金

#### 2 都市下水路事業

開渠にあつては上幅1.0メートル以上のもの、暗渠にあつては内径又は内法0.7メートル以上のものの設置

#### 3 特定環境保全公共下水道事業

補助対象は、1と同じ

### 第3 補助対象事業費及び補助率

都費補助金の補助対象事業費及び補助率は以下のとおりとする。

#### 1 補助対象事業費

- (1) 交付対象事業等の場合は、交付金等の交付基本額（国庫補助金の場合は補助基本額）
- (2) 市町村単独事業の場合は、補助対象となる事業費の全額

(3) ただし、前記第2・1・(4)については、交付対象事業等の公共下水道処理場建設(改築、更新を除く。)に充てた起債のうち、起債元金償還金

## 2 補助率

(1) 交付対象事業等の場合

ア 交付金等の国費率(補助率)が2分の1及び3分の1の場合、都は、予算の範囲内で、補助対象事業費の100分の2.5を限度として補助する。

イ 交付金等の国費率(補助率)が10分の5.5の場合、都は、予算の範囲内で、補助対象事業費の100分の2.25を限度として補助する。

(2) 市町村単独事業の場合

都は、予算の範囲内で、補助対象事業費の100分の2.5を限度として補助する。

(3) 前記第3・1・(3)の場合

都は、予算の範囲内で、補助対象事業費の100分の2.5を限度として補助する。

## 第4 交付申請

1 市町村が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(別記第1号様式)により、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

(1) 工事設計書(工事の図面を添付)

(2) その他知事が求める書類

2 前記第2・1・(4)については、起債償還時に交付を申請するものとする。ただし、この補助金の交付を受けようとするものは、当該起債年度に別記第6号様式を提出するものとする。

## 第5 決定及び通知

知事は、前記第4による補助金の交付の申請があったときは、補助金交付申請書及び関係書類を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたものについては、速やかに補助金の交付を決定し、別記第2号様式により市町村に通知するものとする。

## 第6 内容の変更

市町村が補助金の交付の決定通知を受けた後、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付決定額の変更申請書(別記第4号様式)により知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微と認められる次に掲げるもの

については、この限りでない。

#### 1 経費の配分の軽微な変更

本工事費、附帯工事費、測量設計費、用地費及補償費又は船舶及機械器具費の相互間における流用で、流用先の経費の3割以内の変更となるもの

#### 2 内容の軽微な変更（補助金の額に変更を生じないものに限る。）

(1) 都費補助金の交付決定を受けた内容から著しい変更を生じないもの

(2) 用地費及補償費の費目に係るもので都市計画事業の認可区域内における施行箇所及び施行数量の変更又は物件移転補償について1件1,000万円以下の移転工法の変更

#### 3 請負工事の場合の請負差金を生じた場合における本工事費の減額

#### 4 用地費及補償費の用地単価の差金による減額

### 第7 実績報告

市町村は、補助金に係る事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る年度が終了したときのいずれか早い日までに補助対象事業に係る実績報告書（別記第5号様式）を提出しなければならない。

### 第8 補助金額の決定

知事は、前記第7に定めるところにより実績報告を受けた場合においては、実績報告書、必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに市町村に通知するものとする。また、通知を受けた市町村は、確定した補助金の額について請求書（別記第7号様式）を知事に提出する。

### 第9 補助金の交付

この補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、会計年度終了のときまでに完了しない場合には、会計年度終了のときまでに完了した部分に応じた額を交付するものとする。

### 第10 財産処分の承認

補助金等交付財産の財産処分については、原則として、「補助金等交付財産の財産処分承認基準」（平成23年6月1日付23財主財第38号）（以下「承認基準」という。）の定めるところによる。

但し、承認基準の「処分財産の制限年数」については、承認基準第2・2

(2)の規定に関わらず、「下水道の改築について」（平成15年6月19日付国都下事第77号国土交通省下水道事業課長通知）の別表（以下、「別表」という。）を準用する。但し、別表に定めのないものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。別表のうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条の規定に基づく処分制限期間」を適用する事業は、下水道浸水被害軽減総合事業、下水道総合地震対策事業、合流式下水道緊急改善事業、都市水害対策共同事業、汚水処理施設共同整備事業、未利用エネルギー活用型事業、機能高度化事業、ライフサイクルコスト低減を目的とする事業及び特に必要と認められる事業とする。（旧制度に基づく事業も含まれる。）

## 第11 その他

この要綱に定めるもののほか、この補助金等交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

## 附 則

- 1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。
- 2 要綱第2・1・(4)の規定は、平成11年度からの起債について適用する。ただし、平成11年度及び平成12年度の起債のうち、特例措置分を除く。
- 3 要綱第9の規定により交付する補助金で次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定めるところにより補助金を交付する。
  - (1) 用地買収に対する補助金 会計年度終了までに所有権移転登記が完了した部分のみに関し、用地の引渡し状況に応じた額を交付する。
  - (2) 用地取得に伴う補償に対する補助金 移転又は立ち退き完了後に交付する。ただし、会計年度終了までに移転又は立ち退きが完了しない場合は、契約を締結しているもののみに対して前払金の支払状況に応じた額を交付する。

別記（１）

- （ア）沈砂池その他沈砂処理に必要な施設及びポンプ井、ポンプ室、ポンプその他の揚水に必要な施設
- （イ）電気設備等排水に必要な施設
- （ウ）（ア）（イ）に掲げる施設の設置に必要な施設
- （エ）実施設計、その他委託費（測量設計費）

別記（２）

- （ア）スクリーン、除塵機その他スクリーン処理に必要な施設及び脱水機、焼却炉、その他スクリーンかす処理のための施設
- （イ）沈砂池、沈砂除去装置、その他沈砂処理に必要な施設及びポンプ井、ポンプ室、ポンプその他揚水に必要な施設並びに量水施設
- （ウ）沈殿池その他沈殿処理に必要な施設
- （エ）曝気槽、曝気施設その他活性汚泥処理に必要な施設
- （オ）消毒槽、薬品注入施設その他消毒に必要な施設
- （カ）導入管渠、吐口その他導水及び放流に必要な施設
- （キ）下水処理に必要な電気施設及び冷却、加温、洗浄等のための給排水施設
- （ク）汚泥濃縮槽、汚泥ポンプ、汚泥管その他送排泥に必要な施設
- （ケ）消化槽、加温施設、ガス貯留槽その他汚泥消化に必要な施設
- （コ）汚泥脱水機、汚泥乾燥機、汚泥焼却炉その他汚泥の処理に必要な施設
- （サ）防臭、防塵、暖冷房、換気等に必要な施設及び構内排水施設
- （シ）水質試験室、作業員控室、擁壁、護岸その他（ア）から（サ）までに掲げる施設の設置に必要な施設
- （ス）実施設計、その他委託費（測量設計費）

別記第1号様式（要綱第4）

記 号 番 号  
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

市 町 村 長 名 印

平成 年度市町村下水道事業補助金交付申請書

平成 年度市町村下水道事業について補助金の交付を受けたいので、要綱第4の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

- (1) 事業名
- (2) 施設名

2 補助事業の目的及び内容

- (1) 目的
- (2) 内容
- (3) 都市計画決定の年月日及び告示番号並びに都市計画事業認可の年月日、告示番号及び施行期間

3 補助事業の完了予定期日

平成 年 月 日

4 交付申請額

金 円

## 5 交付申請額の算出方法

(単位：円)

| 事業費 | 控除額 | 控除後の<br>事業費 | 交付金 | 都費補助率 | 都費<br>補助金 | 市町村費 | 備考 |
|-----|-----|-------------|-----|-------|-----------|------|----|
|     |     |             |     |       |           |      |    |

## 6 起債額及び償還表（要綱第2・1・（4）の該当事業のみ） 別表のとおり

### 添付書類

- 1 工事設計書（交付金等申請に順ずること。）
- 2 図面 補助金を充てて施工しようとする補助対象事業の概要を示す図面
- 3 用地買収又は物件移転の場合は、次に掲げる書類
  - （1）用地買収の場合 土地買収費等明細表及び用地の鑑定評価書
  - （2）物件移転の場合 物件移転の補償費等明細表及び移転物件の写真

### 記入要領

- 1 国庫補助金の国庫補助額は、交付金欄へ記入のこと。



記 号 番 号  
年 月 日

市 町 村 長 名 殿

東京都知事



平成 年 月 日付 第 号で申請のあった平成 年度市町村  
下水道事業都費補助金を、要綱第5の規定により下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 金 円

2 補助対象事業

3 交付条件

- (1) この事業に要する経費の配分、経費の使用方法は、申請のとおりとする。
- (2) この補助金は、上記事業の完了後に交付する。ただし、会計年度終了のときまでに完了しない場合には、会計年度終了のときまでに完了した部分に応じた額を交付するものとする。
- (3) この補助金に関し、知事が必要であると認めるときは、この事業の遂行状況に関し報告を求め、又は関係職員をして、随時調査を行わせることがある。
- (4) (3) の報告又は調査の結果、この補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反していると認めるときは、これらに従って当該事業を遂行すべきことを命ずる。この命令に違反したときは、事業の遂行の一時停止を命ずることがある。
- (5) この補助金の交付の決定をした後、天災地変その他事情変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなつたと知事が認めるときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に実施したものに係る部分については、この限りではない。
- (6) 次に掲げる事項に該当する場合は、知事の承認を受けるものとする。ただし、

要綱第6ただし書に定める「軽微な変更」に該当する場合はこの限りではない。

ア 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(7) この事業が会計年度終了のときまでに完了しないとき又はこの事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(8) この事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る年度が終了したときのいずれか早い日までに、次に掲げる事項を記載した実績報告書を提出しなければならない。この事業の廃止の承認をした場合もまた同様とする。

ア 事業の結果

イ 補助金に係る収支計算に関する事項

ウ 以上のほか知事が指示する事項

(9) (8) の実績報告書を調査した結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合には、補助金の額を確定し、通知する。

また、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認める場合には、期日を指定してこれに適合させるための措置を命ずることがある。

(10) この補助金の交付の決定後次の各号の一に該当すると認められる場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ この事業を中止し、又は廃止したとき。

エ 予定の期間内に事業に着手せず、又は竣工しないとき。

オ 以上のほか、この補助金交付の決定の内容若しくは条件その他法令又は知事の指示に違反したとき。

(11) この補助金の交付の決定を取り消した場合においては、既に交付した補助金のある場合はその全部又は一部の返還を命ずることがある。

(12) この補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命じたときは、当該補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については既返還金額を控除した額）について年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年を含む期間についても365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100円未満のは数を切り捨てる。）を納付しなければならない。

- (13) 補助金の返還を命じられた場合において、これを指示した納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年に日を含む期間についても365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100円未満のは数を切り捨てる。）を納付しなければならない。
- (14) (13)により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。
- (15) この補助金の返還を命じられたにもかかわらず、補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しなかった場合において、同種の事業について交付する補助金があるときには、未納付額の限度においてその補助金の交付を一時停止し、又はその補助金と未納付額とを相殺するものとする。

#### 4 申請の撤回

この補助金交付の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この通知を受領後2週間以内に申請の撤回をすることができる。

別記第3号様式（要綱第6：補助金の額に変更のない場合）

記 号 番 号  
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

市 町 村 長 名 印

平成 年度市町村下水道事業経費の配分及び内容変更承認申請書

平成 年 月 日付 都市基調第 号で補助金の交付決定通知を受けた平成 年度市町村下水道事業について補助金の交付に係る経費の配分及び内容を変更したいので、要綱第6の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更理由

1 補助事業の名称

- (1) 事業名
- (2) 施設名

2 補助事業の目的及び内容

- (1) 目的
- (2) 内容
- (3) 都市計画決定の年月日及び告示番号並びに都市計画事業認可の年月日、告示番号及び施行期間

3 補助事業の完了予定期日

平成 年 月 日

#### 4 交付申請額

金 ( ) 円

#### 5 交付申請額の算出方法

(単位：円)

| 事業費 | 控除額 | 控除後の<br>事業費 | 交付金 | 都費補助率 | 都費<br>補助金 | 市町村費 | 備考 |
|-----|-----|-------------|-----|-------|-----------|------|----|
| ( ) | ( ) | ( )         | ( ) | ( )   | ( )       | ( )  |    |

#### 6 起債額及び償還表（要綱第2・1・(4)の該当事業のみ） 別表のとおり

#### 添付書類

- 1 工事設計書（交付金等申請に順ずること。）
- 2 図面 補助金を充てて施工しようとする補助対象事業の概要を示す図面
- 3 用地買収又は物件移転の場合は、次に掲げる書類
  - (1) 用地買収の場合 土地買収費等明細表及び用地の鑑定評価書
  - (2) 物件移転の場合 物件移転の補償費等明細表及び移転物件の写真

#### 記入要領

- 1 3以下に掲げる事項及び添付書類の数字については、変更前を上段（ ）として、変更後の内容を下段に記載のこと。
- 2 国庫補助金の国庫補助額は、交付金欄へ記入のこと。

別記第4号様式（要綱第6：補助金の額に変更のある場合）

記 号 番 号  
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

市 町 村 長 名 印

平成 年度市町村下水道事業補助金交付決定額の変更申請書

平成 年 月 日付 都市基調第 号で補助金の交付決定通知を受けた平成 年度市町村下水道事業について交付決定額の変更を受けたいので、要綱第6の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更理由

1 補助事業の名称

- (1) 事業名
- (2) 施設名

2 補助事業の目的及び内容

- (1) 目的
- (2) 内容
- (3) 都市計画決定の年月日及び告示番号並びに都市計画事業認可の年月日、告示番号及び施行期間

3 補助事業の完了予定期日

平成 年 月 日

4 交付申請額

金 ( ) 円

5 交付申請額の算出方法

(単位：円)

| 事業費 | 控除額 | 控除後の<br>事業費 | 交付金 | 都費補助率 | 都費<br>補助金 | 市町村費 | 備考 |
|-----|-----|-------------|-----|-------|-----------|------|----|
| ( ) | ( ) | ( )         | ( ) | ( )   | ( )       | ( )  |    |

6 起債額及び償還表（要綱第2・1・(4)の該当事業のみ）

別表のとおり

添付書類

- 1 工事設計書（交付金等申請に順ずること。）
- 2 図面 補助金を充てて施工しようとする補助対象事業の概要を示す図面
- 3 用地買収又は物件移転の場合は、次に掲げる書類
  - (1) 用地買収の場合 土地買収費等明細表及び用地の鑑定評価書
  - (2) 物件移転の場合 物件移転の補償費等明細表及び移転物件の写真

記入要領

- 1 3以下に掲げる事項及び添付書類の数字については、変更前を上段（ ）として、変更後の内容を下段に記載のこと。
- 2 国庫補助金の国庫補助額は、交付金欄へ記入のこと。

記 号 番 号  
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

市 町 村 長 名 印

平成 年度市町村下水道事業実績報告書

平成 年 月 日付 都市基調第 号ほか 件をもって補助金の交付決定通知を受けた標記事業が完了したので、要綱第7の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

(1) 事業名

(2) 施設名

2 補助金の交付決定額及びその精算額

交付決定額 金 円

補助金精算額 金 円

3 補助事業の実施期間

着手 平成 年 月 日

完了 平成 年 月 日



#### 4 補助金精算調書

(単位：円)

| 区 分         | 事 業 費 | 控 除 額 | 控除後の<br>事 業 費 | 交 付 金 | 都費補助率 | 都 費<br>補 助 金 | 市町村費 | 備 考 |
|-------------|-------|-------|---------------|-------|-------|--------------|------|-----|
| 交付決定<br>内 容 |       |       |               |       |       |              |      |     |
| 実 績         |       |       |               |       |       |              |      |     |

#### 5 起債額及び償還表（要綱第2・1・（4）の該当事業のみ）

別表のとおり

#### 添付書類

- 1 工事設計書（交付金等申請に順ずること。）
- 2 竣工図

#### 記入要領

- 1 国庫補助金の国庫補助額は、交付金欄へ記入のこと。

別記第6号様式（要綱第4）

記 号 番 号  
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

市 町 村 長 名 印

平成 年度公共下水道処理場建設事業起債償還額の報告について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

- (1) 事業名
- (2) 施設名

2 補助事業の目的及び内容

- (1) 目的
- (2) 内容
- (3) 都市計画決定の年月日及び告示番号並びに都市計画事業認可の年月日、告示番号及び施行期間

3 事業の完了予定期日

平成 年 月 日

4 事業費充当財源表

(単位：円)

| 事業費 | 事業費充当財源内訳 |       |       |        |    |      | 備考 |
|-----|-----------|-------|-------|--------|----|------|----|
|     | 交付金       | 都費補助金 | 都市計画税 | 受益者負担金 | 起債 | 一般財源 | 備考 |
|     |           |       |       |        |    |      |    |

5 起債額及び償還表（要綱第2・1・（4）の該当事業のみ）  
別表のとおり

請 求 書

|      | 拾 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 請求金額 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

平成 年 月 日付 都市基調第 号で補助金の額の確定通知のあった平成 年度市町村下水道事業都費補助金を上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

東京都知事

殿

市町村長名



(別表) 起債額及び償還表

(単位：円)

| 起債年度<br>(平成) | 起債額 | 起 債 償 還 額 |    |    |    |    |    |    |    |
|--------------|-----|-----------|----|----|----|----|----|----|----|
|              |     | 年度        | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
|              |     |           |    |    |    |    |    |    |    |
|              |     |           |    |    |    |    |    |    |    |
|              |     |           |    |    |    |    |    |    |    |
|              |     |           |    |    |    |    |    |    |    |
|              |     |           |    |    |    |    |    |    |    |
|              |     |           |    |    |    |    |    |    |    |

| 起 債 償 還 額 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 年度        | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
|           |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|           |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|           |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|           |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|           |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|           |    |    |    |    |    |    |    |    |    |

| 起 債 償 還 額 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 年度        | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
|           |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|           |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|           |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|           |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|           |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|           |    |    |    |    |    |    |    |    |    |

| 起 債 償 還 額 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 年度        | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
|           |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|           |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|           |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|           |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|           |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|           |    |    |    |    |    |    |    |    |    |